

## 公共工事発注機関との合同安全パトロール及び職員研修を実施（島原署）

開催日	平成25年11月29日（金）
場所	島原振興局会議室
目的	年末年始無災害運動の一環として安全パトロールを実施し、事業者の安全意識の向上を図るとともに、労働安全衛生関係法令の知識の付与を目的として公共工事発注機関の職員を対象とした研修会を実施したものです。

研修会では、島原労働基準監督署 篠崎監督・安衛課長より、公共工事における災害事例から発注時における適正な工期と法令を順守するため必要な安全設備に要する安全経費の積算について配慮するとともに、発注者においても施工管理のみでなく現場の安全衛生管理面に係る指導も実施されるよう挨拶があり、同安全衛生係長より労働災害の発生状況及び安全衛生管理の基本について説明を行いました。

続いて、実地研修として、建設現場安全パトロールを実施し、パトロール後、手すり先行工法による足場架設の実演、移動式クレーンの転倒防止のための安全装置の説明を行いました。



当署における労働災害は、平成25年10月末現在、昨年同時期と比べ29件減少、建設業においても4件減少しています。しかしながら、旅館業において硫化水素中毒により2名の死亡災害が、建設業においても指を切断する後遺症を伴う重篤な災害も発生しています。

労働災害撲滅のため当署担当者より同研修会において安全衛生管理の基本として次の事項を説明しましたので参考としてください。

1. 建設現場安全衛生管理組織の確立  
(統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者、安全衛生責任者)
2. 元請現場代理人の現場常駐、職長による作業中の労働者への直接、指導・監督
3. 職長等教育の実施と概ね5年ごとの再教育の実施
4. 保護具の適切な着用(墜落保護用ヘルメットの使用、ハーネス型安全帯、ダブルランヤード式安全帯の使用、国家検定を受けた防じんマスクの使用など)
5. 安全通路の確保
6. 第三者の災害防止も含めた注意標識等の設置
7. 有資格者の配置と資格証の携帯
8. 健康診断の確実な実施
9. 災害・事故発生時の緊急連絡体制の確立